提出者	No.	賛否	コメント（賛成・反対の理由や具体的な代替案をご記載ください）
服部　隆	1	その他	◆本提案の内容について 報告期間を原則同じとすべきとの公開草案でのコメント趣旨に沿うものであり、賛成・歓迎いたします。 ◆「報告期間にあわせる」表記について 但し、以下文案中の「報告期間にあわせる」については、「報告期間に合わせる」と表記するのが一般的ではないかと思われ、若干違和感を感じますが、ひらがな表記としなければならない理由があるのでしょうか。 ユニバーサル基準などで多用されている「あわせて」についても公用文では、接続詞は「あわせて」、副詞は「併せて」と使い分けるのが一般的ですが、全てひらがな表記になってますので。 一方、動詞である「あわせる」については、一般的に公用文等で使用される漢字表記にされたほうが、同音異義語の多い日本語としては、より読みやすくなるのではないでしょうか。 （結論の背景） ・気候基準案 「BCX1. 「適用基準」は、サステナビリティ関連財務開示が、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを要求している（「適用基準」第70項）。この定めに従い、指標の報告のための算定期間についても、合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間にあわせることとなる。 ・適用基準案 「BCX1. 本基準は、サステナビリティ関連財務開示が、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを要求している（第70項参照）。この定めに従い、指標の報告のための算定期間についても、合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間にあわせることとなる。」 ◆重要性について 以下、本再提案の結論の背景BC12項（特に「情報に重要性があるとはいえない限りにおいて、期間調整を行う必要はないと考えられる」）と同趣旨の記載は改正後基準の結論の背景にも記載されるという理解でよろしいでしょうか。 この記載は実務に際し非常に有用であると考えますし、規範性のない「【参考資料】期間調整を行う場合の合理的な方法の例（案）」末尾に、「SSBJ基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことに留意する。」と敢えて記載してることとのバランスの点からも、改正後基準に記載すべきと考えますので。 BC12. なお、適用基準案第26項は、「適正に表示されるサステナビリティ関連財務開示は、関連性を有していなければならない。」としており、適用基準案第27項は、「重要性は、関連性の企業固有の一側面であり、当該企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈において、その情報が関連する項目の性質若しくは規模（又はその両方）に基づくものである。」としている。また、適用基準案第4項(6)は、「『重要性がある』とは、サステナビリティ関連財務開示の文脈において、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう。」としている。これらの重要性に関連する定めは、本公開草案において提案している内容にも適用されると考えられ、情報に重要性があるとはいえない限りにおいて、期間調整を行う必要はないと考えられる。